

件名	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第30条第1項第2号イ又は第43条第1項若しくは第2項 第36条第3項第1号
<p>【制定の概要】</p> <p>「第1次一括法」の施行により障害者自立支援法が改正されたことに伴い、これまで省令で全国一律に定められていた障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（指定基準）について、県の条例で定めることとされたため制定する。</p> <p>「第2次一括法」の施行により障害者自立支援法が改正されたことに伴い、これまで省令で全国一律に定められていた指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準について、県の条例で定めることとされたため制定する。</p>	
施行日	平成25年4月1日
<p>【条例の概要】</p> <p>1 条例委任された基準 従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等（従うべき基準） 申請者の法人格（従うべき基準） 利用定員（標準） その他の事項（参酌すべき基準）</p> <p>2 条例制定の概要及び独自基準 (1) 条例制定の概要 「従うべき基準」及び「標準」については厚生労働省令と同じ基準を定める。</p> <p>(2) 独自基準 「参酌すべき基準」のうち、次の項目について独自基準を定める。 非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所防災計画）を策定し、見やすい場所に掲示する。 事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行う。 当該訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行い、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行う。 非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において、当面の避難生活ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努める。</p> <p>(3) 申請者の法人格の有無に係る基準 法人格の有無に係る基準は、厚生労働省令で定める基準（障害者自立支援法施行規則第34条の20の2）のとおり、法人とする。ただし、療養介護又は短期入所（病院又は診療が行うものに限る。）の指定については、この限りでない。</p>	

